

# 計画策定の趣旨及び計画の位置づけ ・対象範囲・計画期間

## 1 計画策定の趣旨

三田市では、平成 29 年 4 月に 5 年間の計画として「三田市教育振興基本計画(さんだっ子かがやき教育プラン)(以下、「第 2 期計画」という。)」を策定し、「子どもの夢と未来が輝くまち さんだ」の基本理念を掲げ、めざす子ども像や重点的な施策を示し、教育の充実に取り組んできました。

この間において、少子高齢化やグローバル化、絶え間ない技術革新等、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代となってきており、「生きる力」をさらに伸ばし、社会の激しい変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

このような中、教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、国は平成 30 年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」を閣議決定し、「①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「③生涯学び、活躍できる環境を整える」「④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「⑤教育政策推進のための基盤を整備する」から成る 5 つの基本的方向性を位置付け、明確な成果目標の設定とそれを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す計画を策定しました。

また、兵庫県においても国の計画を参酌し、平成 31 年に「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり」を基本理念とした第 3 期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」を策定し、兵庫の教育の一層の充実に取り組んでいます。

本市においては、第 2 期計画の着実な推進により、各取組では一定の成果が見られる一方で、教育を取り巻く環境の著しい変化により、教育の多様なニーズや少子化など今日的な課題への対応が求められています。このため、本市の教育を一層充実させ、子どもの「生きる力」の育成を図るとともに、社会の変化に対応した教育を行うことが重要です。

これらを踏まえ、本市の教育が今後めざすべき方向性について、中期的に取り組む施策等を総合的かつ体系的に推進していく必要があることから、第 2 期計画に引き続き、生涯にわたって人間形成の基盤となる幼児期から学齢期の子どもの教育の振興を重点的に捉え、第 3 期三田市教育振興基本計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ・対象範囲・計画期間

### ① 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体に策定が求められている市の教育振興基本計画として位置づけます。

また、「第5次三田市総合計画」及び「地方公共団体の長が定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)」と整合を図り策定しています。

### ② 対象範囲

本計画は、学校教育を中心とし、子どもを支える家庭、地域を含めた教育に関わる取組を対象範囲とします。

### ③ 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。